

名古屋家庭裁判所

事件名	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
後見開始	①本人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②本人の住民票又は戸籍附票 ③後見人候補者の住民票又は戸籍附票 ④申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)(本人と申立人との親族関係が分かるもの、。本人の戸籍謄本等により分かる場合は不要。) ⑤本人の診断書、(家庭裁判所が定める様式のもの)、鑑定連絡票、本人情報シート ⑥本人の登記されていないことの証明書(証明事項「本人が成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」) ⑦本人の財産(取得予定の財産を含む)に関する資料(不動産登記事項証明書、通帳写し、有価証券の残高が分かる書類、保険証券写し等) ⑧本人の収支についての資料(確定申告書、給与明細書、医療費・施設費の領収書、税金・社会保険の通知書各写し等)	本人1名につき 800円	1130円×1 310円×3 82円×10 50円×1 10円×10 5円×2 2円×10 収入印紙(登記手数料)2600円
保佐開始、補助開始	後見開始の①～⑧のほか ⑨(代理権の付与又は同意権の付与を求める場合)同意権、代理権を要する行為に関する資料(契約書等)	本人1名につき 800円 (代理権の付与又は同意権の付与を合わせて申し立てる場合には、各800円が必要)	1130円×1 1072円×1 310円×3 82円×10 50円×1 10円×10 5円×2 2円×10 収入印紙(登記手数料)2600円
保佐人に対する代理権付与又は同意権付与、補助人に対する代理権付与又は同意権付与	①代理権、同意権を要する行為に関する資料(契約書等)	本人1名につき 800円	1072円×1 310円×1 82円×5 10円×5 2円×5 収入印紙(登記手数料)1400円
未成年後見人選任	①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②未成年者の住民票又は戸籍附票 ③未成年後見人候補者の戸籍謄本(全部事項証明書) ④未成年者に対して親権を行うものがないこと等を証する書面(親権者の死亡が記載された戸籍(除籍、改製原戸籍)の謄本(全部事項証明書)や行方不明の事実を証する書類(戸籍附票)等) ⑤未成年者の財産(取得予定の財産を含む)に関する資料(不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、通帳写し、有価証券の残高が分かる書類、保険証券写し等) ⑥未成年者の収支についての資料(確定申告書、給与明細書、医療費・施設費の領収書、税金・社会保険の通知書各写し等) ※利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等)	未成年者1名につき 800円	1130円×1 82円×10 10円×5 2円×10

事件名	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
成年後見人等選任	①成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票 ②利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ※前成年後見人等死亡の場合は、前成年後見人等の死亡が記載された戸籍(除籍)の謄本(全部事項証明書)又は死亡診断書の写し ※成年後見人等が申立人の場合には、財産目録及び財産に関する資料	被後見人等1名につき 800円	1130円×1 310円×1 82円×10 10円×5 2円×10
成年後見人等辞任許可	①辞任の事由を証する資料(診断書等)	後見人等1名につき 800円	1072円×1 310円×1 82円×5 10円×5 2円×5 未成年後見人及び旧民法の浪費を理由とする準禁治産宣告を除き、収入印紙(登記手数料)1400円
成年・未成年後見監督人等解任	①利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ②解任の事由を証する資料	後見人等1名につき 800円	1072円×1 310円×1 82円×5 10円×5 2円×5
特別代理人選任(後見人と被後見人との利益相反行為)	①特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票 ②利益相反に関する資料 【遺産分割協議の場合】 遺産分割協議書案、不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金の残高証明書又は通帳等の写し等 【抵当権設定の場合】 契約書案(抵当権設定契約、金銭消費貸借契約、抵当権者が保証会社の場合は、保証委託契約等)、不動産登記事項証明書 【根抵当権設定の場合】 契約書案(根抵当権設定契約、基本契約、金銭消費貸借契約、根抵当権者が保証会社の場合は、保証委託契約等)、不動産登記事項証明書 ③特別代理人候補者の承諾書 ④利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書)等)	被後見人1名につき 800円	82円×2 10円×1 2円×2

事件名	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
臨時保佐人選任、 臨時補助人選任	①臨時保佐人候補者の住民票又は戸籍附票 ②利益相反に関する資料(遺産分割協議書案、遺産に関する資料、契約書案、不動産登記事項証明書等) ③臨時保佐人候補者の承諾書 ④利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書)等)	被保佐人等1 名につき 800円	82円×2 10円×1 2円×2
被後見人等の居 住用不動産処分 許可	①不動産登記事項証明書 ②固定資産評価証明書 ③処分内容についての資料 【売却の場合】 不動産売買契約書案、不動産価格査定書 【抵当権設定の場合】 契約書案(抵当権設定契約、金銭消費貸借契約、抵当権者が保証会社の場合は、保証委託契約等) 【建物を取り壊す場合】 取壊費用の見積書など	被後見人等1 名につき 800円	82円×1 10円×1 2円×1
後見人等の報酬 付与	①後見人等の事務報告書、財産目録、本人収支表、本人の財産に関する資料	後見人等1名 につき 800円	原則不要 (ただし、審判書謄 本を郵送希望の場 合は、82円×1、 2円×1)
任意後見監督人 選任	①本人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②任意後見契約で指定された任意後見監督人候補者がいる場合、任意後見監督人候補者の住民票又は戸籍附票 ③任意後見契約の公正証書写し ④本人の後見登記事項証明書 ⑤本人の診断書、診断書付票(家庭裁判所が定める様式のもの)、鑑定連絡票 ⑥本人の財産(取得予定の財産を含む)に関する資料(不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、通帳写し、有 価証券の残高が分かる書類、保険証券写し等) ⑦本人の収支についての資料(確定申告書、給与明細書、医療費・施設費の領収書、税金・社会保険の通知書各写し 等)	任意後見契約 ごとに 800円	500円×2 310円×1 82円×10 10円×10 2円×10 収入印紙(登記手 数料)1400円
保全処分 (財産管理者選 任・後見命令等)	①保全処分を求める事由を疎明する資料	不要	1072円×1(保 佐・補助の場合2 組) 82円×5 10円×5 2円×6(保佐・補 助の場合7) 310円×1(後見 命令等がある場 合) 収入印紙(登記手 数料)1400円(後 見命令等がある場 合)